

委託業務
入札説明書

平成27年8月

東草野まちづくり懇話会

この入札説明書は、東草野まちづくり懇話会が実施する一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を説明するものである。

1. 競争参加資格

- (1) 当該業務を遂行する能力を有しない者でないこと。
- (2) 破産者で復権を認められていない者でないこと。
- (3) 米原市暴力団排除条例に定義される暴力団等との関係を有していないこと。

2. 競争入札参加申請

事前に参加申請書等を提出する必要はない。

3. 入札保証金

入札保証金は免除する。

4. 入札及び開札

- (1) 競争加入者は、当該業務の仕様書、契約書案及び関連法令等を熟知の上、入札公告に示された日時・場所において入札をしなければならない。
- (2) この場合において、当該仕様書・契約書案・入札手続き等について疑義がある場合は、事前に入札公告に示された問合せ先に質問をし、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札室には、競争加入者以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (4) 競争加入者は、入札開始時刻後に入札室に入室することはできない。
- (5) 競争加入者は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札が終わるまで入札室を退室することはできない。
- (6) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (7) 競争加入者は、次の各号に掲げる事項を記載した任意様式による入札書を持参しなければならない。
 - ア 業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 競争加入者の会社（団体）名、入札者氏名および押印

- (8) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限る。また、入札金額は日本通貨による表示とし、総額（消費税に係る課税事業者であるかどうかに関わらず、消費税及び地方消費税額抜きの金額）で入札すること。
- (9) 競争加入者は、入札書を封書に入れ、入札公告に示した日時に入札箱へ入札すること。
- (10) 入札・開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。
- (11) 競争加入者は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (12) 競争加入者は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできない。
- (13) 入札執行主務者は、競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又は廃止することがある。
- (14) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (15) 開札は、競争加入者同席のもとで行う。
- (16) 開札した結果、競争加入者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。
- (17) 入札金額が訂正された入札書、入札金額の記載が不明瞭な入札書は無効とする。

5. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格で入札をした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、開札日から5日以内に契約書の取り交わしに応じないときは、落札の決定を取り消す。

6. 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。